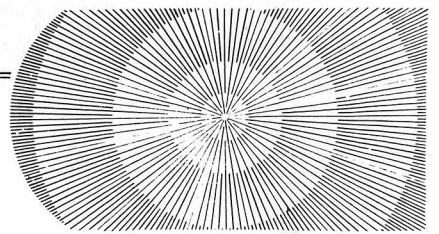


# 広報 さい



●編集と発行＝佐井村役場《総務課》●TEL＝佐井1・45・112●印刷＝K K 協同印刷

## 新設された児童手当

### 明年一月から支給

今度児童手当制度が新らしくでき、明年一月からこの手当が支給されることになりました。この手当を受けられる人は、早めに手続き

きを済ませてください。この制度の概要を問答式で解説します。

問 昭和四七年一月から児童手当



法が施行されますが、この法律のねらいはどこにあるのですか  
答 一般家庭では、子どもの養育費が家計を圧迫し、重い負担となっているのが現状です。そこで、子どもを養育している人に社会の力で児童手当を支給し、家庭生活を安定させ、次代の社会をになう子どもの健全な育成を図ることを目的にしたものです。

問 どういう人が児童手当を受けられるのですか。

答 大まかにいって、次の要件をそなえている人が受けられます

- (1) 日本国民であること。
- (2) 日本国内に住所があること
- (3) その人が、義務教育終了前の児童を含めて、十八歳未満の児童を三人以上養育していること。
- (4) その人の所得が一定額（昭和四五年分の所得が百四万六千円に扶養親族一人につき十一万五千円加算した額）以下であること。

問 ある都合で他人の子どもを養育している場合はどうなりますか。

答 他人の子どもでも差し支えありません。自分の子と、他人の子をあわせて三人以上のときも支給を受けることができます。また、児童の国籍は問いません

問 所得の制限の中で「その人の

所得」とは、世帯の所得ですか  
答 受給者本人だけの所得です。夫婦共かせぎの家庭では、一般的には夫が受給者となりますがその場合は夫の所得だけです。

問 手当の金額などについて教えてください。

答 養育している子どものうち、三人目から一人につき月額三千円が支給されます。ただし、支給の対象となる子どもは、義務教育終了前の子どもに限られません。なお、この制度は多額の費用を必要としますので、次のように段階的に実施されることになっています。

- (1) 第一次 昭和四七年一月からの支給対象は、昭和四二年一月二日以後に生れた五歳未満の児童
- (2) 第二次 昭和四八年四月一日からの支給対象は、昭和三八年四月二日以後に生れた十歳未満の児童。
- (3) 第三次 昭和四九年四月一日からは義務教育終了前の子どもすべてとなり、完全実施されます。

問 これまである制度で年金や手当を受けている人はどうなりますか。

答 どのような年金や手当を受けていても、新しい児童手当の支



今、野平ではじめてのつけ物出荷が行なわれています。減反で米をつくれなくなったことから、米にかわる換金作物をということで、埼玉県のつけ物会社と契約してこの大根づくりを始めました。ことしは試験的に作付しましたが、ある程度の見通しがつき、来年からは本格的に作付するとのこと。ことしの作付面積は六百五アール、収穫量は一六四トン。来年はこの三倍の収穫量をめざしています。

作付したのは、減反による田と普通畑にでしたが、この畑の中で数年前ビートを作付した畑では、十アールあたり二・八七トンで他の畑に比較してずっと低い収穫量でした。これはビートを作るのにタンサンカルシウムを多量に使用したため、土壌の礫素が欠乏し大根の葉がカサカサになり出荷できない大根も相当数あった。このため、来年の多量収穫をめざして今畑に礫素をまぜての土壌改良も進められています。

収穫した大根は、同じくらいの長さに選別され、直径約三メートル、高さ約二メートルの巨大な樽に約五トンの大根を入れ、おもしろし、三日目で（約四トンに減る）埼玉県の吉田つけ物店に出荷されます。

このつけ物で、ことしは野平は二百五十万円以上の金が入ることになります。ちょっとするとみなさんの家庭のテーブルにもこれがのせられるかもわかりませんね。

## 野平でつけ物出荷 会社との契約栽培

### 一 狩猟の解禁

給を受けられます。

問 受給手続きを教えてください

答 居住地の市町村長の認定請求書を提出して、受給資格の認定をうけなければなりません。用紙は役場で用意して、受付を開始しています。

問 勤め人はどこへ認定請求書を提出したらよいか。

答 公務員、国、県、市町村の職員や、国鉄、専売公社、電々公社等の職員は、それぞれの職場で受給手続きをしますが、その他の人は、すべて市町村長に認定請求書を提出して認定を受けることとなります。

している場合）養育している場合は、来年の支給に合うよう、至急認定請求書を提出してください。

民生課へおたずねください。

なお、くわしいことについては

一日から翌年の二月十五日まで狩猟が解禁になりました。

狩猟法により、狩猟できるのはこの期間中だけということ以外に、狩猟する鳥や獣の種類によつて、さらに制限があります。

鳥類では、キジ、ヤマドリ、コジユケイ、カモ類、ヒシクイなど二十数種、獣類ではクマ、イノシシ、キツネ、ノウサギなど十数種です。

なお、アナグマ、オスイタチ、オスジカ、タヌキ、テン、ムササビ、リスについては十二月一日から翌年二月十五日まで、それ以外に狩猟することは禁じられています。

ベテランのハンターでしたら毎年のことですから、こんなことを毎年くり返して申しあげなくてもわかり切ったことなのですが、その毎年くり返されるのが、猟銃による事故です。この季節になると新聞の社会面に、必ずといっていいほど『猟銃が暴発して……』『誤って引き金を引いて……』といった記事を見かけます。この際

とくに狩猟家の方がたにおねがいしたいことは、こういった事故を起こさないように、猟銃の保持・保管はしっかりやっていた方がいいということ、ついでにかりという場合は、この場合通用しない言いわけと思つて、間違つても禁猟区や人家の近くでは安全ケースから出して持ち歩かないでください。

それに、このごろ野鳥の数がぐつと減つたといわれるのは、あいかわらず空気銃による密猟が続けられているせいでしょうか。まだ空気銃は比較的手にはいりやすいので、空気銃をこどものおもちやぐらゐに考えているかたが多いようです。が、ねらわれるのは、わたしたちの生活に潤いを与えてくれる野鳥。生きていれば多くの人がびとをたのしませてくれるかわい小鳥たちが、心ない人の空気銃の犠牲になることは悲しいことです。

とくに、こんな危険なおもちやを持ってうろうろされては、小鳥ばかりではなく、やさしい人の胸もいたみます。

# 改正された 旧軍人などの 恩給・年金

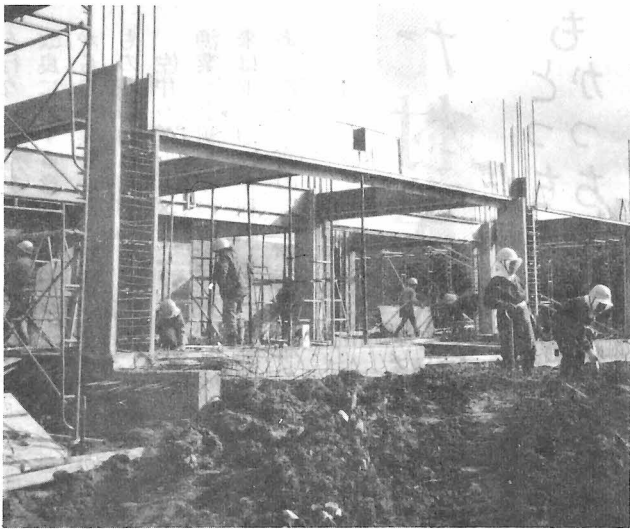
戦傷病者戦没者遺族等援護法が一部改正され、旧軍人・軍属などや、その遺族に支給される年金・一時金の支給が、十月一日から次のように改められました。そのおもな内容は次のとおりです。

- (1)旧軍人・軍属・準軍属に支給される障害年金・障害一時金、またはこれらの遺族に支給される遺族年金・遺族給与金等は昭和四十六年一月分から九月分までは現行の額の一・二%、十月分からは一〇・六%引き上げられました。
- (2)旧軍人・軍属が戦地に勤務して傷病にかかり、不具廃疾となった場合に支給される。障害年金の支給対象が拡大されました。
- (3)旧陸海軍部内の文官・軍属・準軍属が昭和十六年十二月八日以後「本邦等」において勤務して傷病にかかり、不具廃疾となった場合は、障害年金、死亡した場合はその遺族に遺族年金等が支給されることになりました。

- (4)旧軍人で日華事変中に「本邦等」において勤務して傷病にかかり、死亡した場合は、その遺族に遺族年金が支給されることになりました。
- (5)昭和二十八年八月一日軍人恩給復活のさい六十歳未満であった旧軍人の父母などでその後、恩給法の扶養加給の対象となったことのない遺族に遺族年金が支給されることになりました。

- (6)旧軍人・軍属または軍人・軍属であった者が、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にいて、軍

## 工事進むセンターと庁舎



- (7)戦傷病者の妻に支給される特別給付金の支給対象が拡大されました。
- (8)昭和四十五年度改正による戦傷病者戦没者遺族等援護法該当者も、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法または、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が適用され、特別給付金が支給されることになりました。(続く)

一億三千三百万円の建築費が進められている振興センターと庁舎の建築工事は順調な進み具合を見せています。

九月十八日着工してから二ヶ月になるこの工事は、十二月上旬にコンクリート工事が完了し、骨組みがほとんどできあがる予定です。ことしの不順天候で、十月は思うように工事が進まず心配

されたが、下旬からの好天で予定どおりの進捗で、今はことしの工事の五〇%以上進んでいます。この工事には、地元佐井からも大工さんやかあちゃん達が二十人も働に出ており、鉄筋コンクリート建の建物の仕事が始めてとあつて

## 釣漁業研修会開かれる

もなかなかのもの。コンクリート作業の日は、朝六時から夜九時頃までの働きぶり。これからは寒い毎日が続く、体の自由もきかなくなりがちですが、完成までは一つの事故もないようお願いいたします。

去る十月二十二日、県の主催で釣漁業の研修会がみどり荘で開かれた。これ



には、太平洋側の階上村から佐井村までの関係市町村から約百人が出席し、水産試験場の技師から「東北地方の海流や潮流、水温、気候等の長期にわたる漁海況予報」の説明のあと、「釣漁業について」と題して各市町村の一本釣漁業の形態や漁獲の報告があった。

また、津軽海峡に沢山の大型漁船が往来している「いか」の移動分 布や、将来の漁場として有望な旨の講演があり、皆熱心に聞きいっ

# 日の催し グラウンドで



第六回村民大運動会が十月十日佐井小学校グラウンドで開かれた。参加チームは野平、長後チームを除く牛滝、福浦、磯谷、矢越、川目、原田、日の出、大新緑町、川原町、仲浜町、川台、浦新町の十

二チーム。この日は天も祝福するかのような雲一つない秋晴れ、参加者約六百人、八時半開会、各チームの入場行進のあと選手代表坪谷忠昭さんの選手宣誓で運動会の幕が切られた。

プログラムが進むにつれ、応援にも熱がこもり、各チームの応援合戦がくり広げられ、川台チームと川原町チームの仮装による応援は観衆の目をうばった。綱引き競技が始まるころ応援も最高潮に達し、各チームの応援者がグラウンドいっぱいにくり出し、「ワッショイ、ワッショイ」のかけ声とともに太鼓が鳴りひびき、終わりの合図のピストルが鳴ると、一斉にワァーとわきあがる。「勝ったが、負けだが」、「負けだちゃ」、「あっちの方の選手が太った人ばしで力が強いんだべ」と、がっかりの応援者。「勝った」、「今度は決勝だして、どうしても勝だねば」と選手に気合いを入れる応援だ。

みごとなフォームですね



「ワッショイ・ワッショイ」

やっぱり力持ちにかなわないや!!



## 盛大だった村民大運動会

じつちやもとつちやもあんちやも皆参加  
ばつちやもかつちやもねつちやも皆参加

ていた。このあと、日頃研究して成功した各市町村の釣漁業の発表があり、特に、近年大型化されてきた漁船を利用しての未利用漁場の開発や釣漁業を主体とした漁業と、「採る漁業」から「つくる漁業」への養増殖事業の種類に別けて分科会

を行ない、活発な漁具、漁法等の改良に対する意見交換をし、これからの漁業にかける期待の大なるものが思われた。佐井のグループは「ひらめ曳釣漁業」と題しての研究発表で、従来はドジョウを利用しての漁業であったが、餌の入手が困難な事や

冬期間の越冬に問題があり、それにかわる疑餌の研究を昭和四十四年から二年間にわたり続けた結果成功した。この疑餌は、ギジタコを使い、雨天時はアメ色、晴天時にはオレンジ色か濃こん色のものが適している等。細部にわたって発表し注目のまとなった。

# 体育の 佐井小



手に四つも五つも持って  
これにも要領がいるね

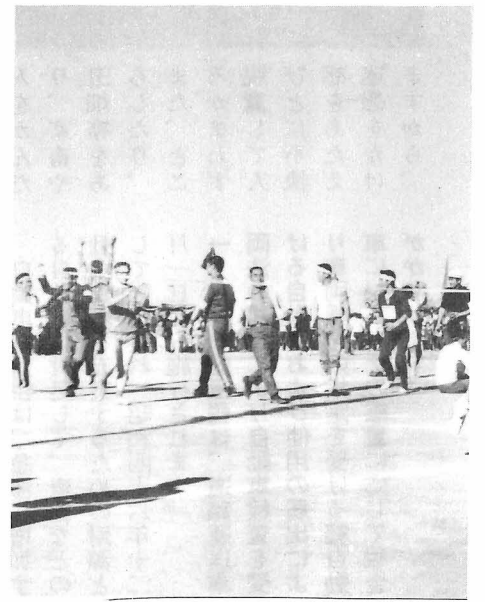


ころばしすぎて  
ボールにおいつけな  
かったかっちゃんも  
あったっけ

どのチームも、選手と応援団が一体となり、楽しい一日を過ごした競技に応援に参加したお年寄り若者のみなさん、あの楽しかった日を忘れず、また、ことし参加できなかつた人達も、来年は皆こぞつて参加し、ことし以上の運動会にしたいものです。

「やっぱり早いよ このねっちゃん」

ゴールイン



# 中学校でも 駅伝競走

体育の日の前日、管内中学校（五校）でも駅伝競走がありました。これは、中体連が中止になったことから、各中学校生徒の親善をかねて開かれたものです。

この日は絶好のコンディション、参加チームは佐井中の三チームと磯谷・長後・福浦・牛滝の七チーム。

十時十分佐井小学校グラウンドをスタート。コースは佐井小、佐井中、原田、佐井中、佐井小、矢越、佐井小の六区間。

長後と磯谷の優勝あらそいではないかとの予想に反し、佐井中古佐井チームが二位の長後チームをひ



スタート →

優勝の佐井チーム ↓

午後からの球技大会の成績は次のとおりでした。

- 卓球（女子）
  - 一位佐井、二位磯谷、三位牛滝
- 野球（男子）
  - 一位佐井、二位磯谷
- バレーボール
  - 一位佐井、二位磯谷
- 一年一回の登録
  - 一年二回の春秋の注射

## 犬は正しく飼いましよう

犬を飼うには、狂犬病予防法や飼育取締条例できめられた次のことを守らなければなりません。

一、登録と予防注射

犬を飼うには、狂犬病予防法や飼育取締条例できめられた次のことを守らなければなりません。

一、登録と予防注射



～を受け、犬の首輪に鑑札、注射済票をつけておかなければなりません。

二、犬はつないで飼いましよう

放し飼いにすると、人をかんだり、家畜や田畑等をあらしたり、また、ころかまわず脱糞して人びとに不快感をあたえ迷惑をかけるから、

## 自動車重量税のあらまし

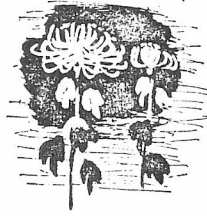
自動車重量税は、急激に増加する自動車に対処して、道路などの社会資本を充実するための財源として創設され、昭和四十六年十二月一日から施行されます。

一 自動車重量税は、道路運送車両法の規定により自動車検査を受ける自動車および使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車に対し、その重量に応じて税金がかかります。



# 季節の

# メモ



すっかり日あしが短くなり、日が落ちてからの寒さが気になるころになりました。秋から冬への変わり目は、からだはまだ寒さに馴れきれないので、夕方の急な冷えこみに、ことしの冬は早めにつて来たのかと錯覚をしがちですが、気温は毎年同じような周期で下がってくるものです。

**健康**  
寒さが肌を感じるようになってくると皮膚にかゆみをおぼえるという方が多いようです。おもに中年からお年寄りの方に多いの

ですが、理由は皮膚が乾燥するからです。お酒やコーヒーなど刺激性のものを少なくしたり、塩分や糖分の多いもの、肉類などもひかえ目に。また便通をよくすることが大切。寒くなると、顔が赤くなるという方がいます。これは皮膚の敏感な人や刺激を受けやすい人に多く特に女性ではホルモンのバランスの乱れによる場合が考えられます。皮下うつ血を起こすとなかなか直りにくいものですから、そうならないうちに手当てをしましょう。

手当てとしては、あまり熱くない蒸しタオルで顔を蒸してから、コールドクリームをぬってマッサージを毎日つづけるのが一番効果があるようです。

**衣**  
からつと晴れた日には、寝具を外に出して日に当てましょう。日に当てたら、まだ日の落ちない前に取り込んで、ホカホカと綿のぬくもりを味わいたいところですよ。寝間着も、夏とちが

ただし、大型特殊自動車は無条件で、また、軽自動車のうち、すでに車両番号の指定を受けているものは、一定の手続きにより非課税とされます。

なお、原動機付自転車や小型特殊自動車は課税されません。

二、自動車重量税を納めなければならぬ人は、検査自動車や届出軽自動車の使用者で、陸運事務

所で自動車の検査を受ける際や、軽自動車の使用届けを出するとき、税額に相当する額の自動車重量税印紙(自動車重量税専用のも)をはって、陸運事務所(自動車検査場)の窓口に出出し、納めることになっていきます。

三、税額は、自動車の区分や重量により、それぞれ定められています。

つて毎日洗たくというわけにもいきませんから、晴れてさえいたらせいぜい日に当てる干して着るという習慣をつければ、健康にも一番よいわけですよ。

**食**  
農家の軒先には、つけ物用の大根が目につきます。ダイコンは今がシュン。ニンジンも

## 二級技能士 通信講座受講生募集中

労働省では昭和四十年十月から雇用促進事業団職業訓練大学校に「二級技能士訓練課程通信講座」を開設しています。

に準ずる人であれば年令、学歴は問いません。ただし、訓練内容については実務経験二、三年必要とする。

この制度は、今日のめまぐるしい技術革新の中で、技能者の方々に新しい知識を付与することを目的とした画期的な制度です。

△ 訓練期間 一か年  
△ 申し込み 随時。ただし、それぞれの職種で年四回に区別し訓練が開始される。

技能の移り変わりとともに、ともすれば勉学の機会を失いがちな方々にとつて、余暇を利用して自由に学べる等数々の恩典があります。

△ 訓練内容 自学自習 — 質疑応答 — レポート提出 — 添削指導。  
△ 受講料 一年四千元  
△ 修了者には「二級の学科免除の資格」が与えられます。

△ 募集職種(二十九職種)  
機械、配管、板金、洋服、ブロック、建築、建築塗装、家具、左官、建具、電気メッキ、タイル張りほか。

△ 受講資格  
受講しようとしている職業に従事している中堅技能者又は、これ

△ 受講資格  
受講しようとしている職業に従事している中堅技能者又は、これ

△ 受講資格  
受講しようとしている職業に従事している中堅技能者又は、これ

△ 手続きについては  
青森市中央三丁目二十の二  
青森総合高等職業訓練校  
(TEL 三四一五一五四)

△ 受講資格  
受講しようとしている職業に従事している中堅技能者又は、これ

